

平成26年度 火力電源入札実施要綱案に対するご意見および当社回答

*網掛け：ご意見を踏まえて火力電源入札実施要綱案の見直し等を行ったもの
*No.の○印：資料 8 で取り上げたご意見

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
○1	入札要綱	P1	1 入札に関するスケジュール	スケジュール	共通	・検討期間については、募集要綱が確定してから入札募集締切までの3ヶ月弱では、短すぎると思われます。入札時点において、適切な条件・価格を検討した上で募集するためには、より検討期間が必要ですので、募集締切時期の延長をお願いします。	・今回の入札募集における募集期間につきましては、電事法第22条第5項および同施行規則第30条第1項第1号ならびに火力入札ガイドラインにもとづき設定いたしております。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
○2	入札要綱	P11	4（1） 上限価格	上限価格	共通	・貴社自己応札設備について、既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、公平性の観点から自己応札価格（上限価格）に所要のコストを含めるべきであるものと思料します。従いまして算定方法について予めルール化し、入札要綱上で公表したうえで、落札候補者決定後に火力電源入札WGにおいて審査いただくことを要望します。	・当社電源にかかる入札価格については、同要綱に従い「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定」いたします。このため、算定方法のルール化および入札要綱での公表は行いませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
3	入札要綱	P6	3（1） 契約最大電力	運用	共通	・ガスタービンの外気温の影響については、異常気象など事業者の責めによらない場合は、免責など考慮願いたい。	・ガスタービンの外気温の影響に関する取り扱いにつきましては、要綱案第9章（5）において通告未達料金の適用除外としておりますので、ご確認下さいますようお願いいたします。
○4	入札要綱	P13	4（4） 利用率変動許容性	運用	共通	・年間通告電力量を年間供給可能電力量から20％減少とされ、さらに契約最大電力に8,760時間乗じた値の10％を併せて減少させられた場合、燃料使用量が大幅に変動することになり、燃料調達契約に大きな支障をきたします。また、ガスタービン設備については、起動停止回数の増加により高温部品の寿命を消費することとなります。よって、年間通告電力量の調整は、協議によって合意した場合としていただきたい。	・当社は原則として落札者から当社へ供給可能な年間電力量（年間供給可能電力量）にもとづき通告させていただくものと考えております。 ただし、将来的に需要の減少や再生可能エネルギーの大量導入などによる需給変動あるいは燃料価格の大幅な変動などに対しても、お客さまに安定的で経済的な電気の供給を行うために、落札電源を含む当社供給力の最経済的な運用を実現する必要がありますので、当社に年間通告利用率を変動する自由度を確保させていただくことについて、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、要綱案第9章（1）に記載のとおり利用率低下分については補償の対象とし、補償方法については、落札者との協議により、運転開始前までに決定させていただくこととしております。
○5	入札要綱	P13	4（5） 遵守すべき基準	アセス	本土	・BATを満たす設備とされておりますが、BATには、（A）経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術、（B）商用プラントとして着工済み（試運転含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術、（C）上記以外の開発・実証段階の発電技術がございます。どちらを満たす必要があるのか明確にしてください。	・経済産業省および環境省が「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」により整理し公表した、『BATの参考表【平成26年4月時点】』（平成26年5月1日更新）において、「（A）経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に区分されている発電技術以上のものとしていただくことを要綱案に追記いたします。
○6	入札要綱	P13～16	4（5） 遵守すべき基準	入札条件	共通	・応札者設備の耐津波設計を検討するにあたり、耐震設計と同様に準拠すべき技術基準を、入札要綱上で明確に示していただきたいと考えます。	・耐津波対策として「電気設備地震対策WG報告書(H24.3)：総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会」にて示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づくことを条件とする旨を、要綱案に追記いたします。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土 ・対馬	ご意見	当社回答
7	入札要綱	P13～ 16	4（5） 遵守すべき基準	入札条件	共通	・耐震設計については、「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示された耐震性確保の考え方が示されております。 このうち区分Ⅱに対する耐震性確保の考え方については、H26.1.22開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会第1回電気設備自然災害等対策WGの議事録 p 9に経済産業省の渡邊電力安全課長が、 「その他の電気設備につきましては、耐震性区分Ⅱでございますが、Ⅰ以外の電気設備、もろもろここに書かれたようなものが入ってきておりまして、その耐震性でございますけれども、一般的な地震動につきましては区分Ⅰのものと同様でございますが、高レベルの地震動に際しては、著しい供給支障が生じないように代替性の確保、あるいは多重化ということで、総合的にシステムの機能が確保されることということでございますので、個別にみた場合、それ自体が人命なりに重大な影響ということでもないだろうと。したがって、そこが、言葉はちょっとあれでございますが、使えなくなったということであったとしても、ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろうと。」と解説しております。 この考えに従えば、応札者の設備としては、「発電設備・受電設備の技術要件」および「耐震設計」に示された諸法令に準拠することにより、上記区分Ⅱに示されている「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点（応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方）について入札要綱上で明確に示されている必要があると考えます。 （ご意見の意図確認） 「電気設備防災対策検討会（耐震性関係）」で示される区分Ⅱでは、「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」と記されており、個々の電源の対策までは求められておらず、また現実的にも対応は困難と考えています。以上から地震等により供給不能となった場合は、落札者の責めとならないと考えられるため、補償等の免責対象として明記ください。	・天変地異等やむを得ない事由による免責については、要綱案第9章（12）（13）に既に記載しているため、要綱案第4章（5）に追記はいたしませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
8	入札要綱	P13～ 16	4（5） 遵守すべき基準	契約条件	共通	・応札者の発電設備は、技術基準をはじめとする諸法令に準拠することが定められておりますが、将来的には、新たな諸法令に適合する為、設備改造が求められることが想定されます。 その際には、運転開始前、運転開始後を問わず、諸法令適合に要したコストは、基本料金算入等により貴社に負担頂ける旨、入札要綱に明記されている必要があると考えます。	・要綱案第9章(4)に記載のとおり、追加調達コストを契約の受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することになるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えております。但し、入札による受給条件のうち、電事法第22条8項に定める事項（石油石炭税相当額および消費税等相当額の増加）については所定の法手続きにより変更が可能です。なお、上記以外の税制等、予測しえない大幅な変更が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ協議をいたしますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。（現行法下では電事法第22条1項による料金規制への移行が前提となります）

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
9	入札要綱	P27	5①e エスカレーション	契約条件	共通	・今回の電源入札において、最長で平成33年6月運開となり、受給契約締結から建設着工まで相当の期間が開いてしまいます。したがって、建設費（人件費・材料費）及び金利についても適切なエスカレーションの設定をお願いします。	・今回の募集においては、金利および土木関連費用に関する補正はいたしませんので、金融市場変動や土木関連物価変動などをはじめとする価格変動リスクも踏まえた入札価格を算定のうえ応札ください。 ・なお、運転維持費の変動等、入札時点で予測できない運開後の費用変動の受給料金への反映については、要綱案第9章(4)に記載のとおり、追加調達コストを契約の受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することになるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えております。但し、入札による受給条件のうち、電事法第22条8項に定める事項（石油石炭税相当額および消費税等相当額の増加）については所定の法手続きにより変更が可能です。なお、上記以外の税制等、予測しえない大幅な変更が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ協議をいたしますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。（現行法下では電事法第22条1項による料金規制への移行が前提となります）
10	入札要綱	P27	5①e エスカレーション	契約条件	共通	・ 受給開始後の受給料金の算出方法につき、下記事項を勘案すべきと考えます。 1. 入札時点とファイナンス（融資契約）時点までの金融市場変動リスク軽減のため、入札時点と融資契約時点の基準金利（ベースレート）の比で基本料金（資本費）中の基準金利相当額を補正出来るオプションを落札者に付与すべきと考えます。 2. 国内土木工事関連・鋼材関連物価変動リスク軽減のため、入札時点と工事契約締結時点の建設工事物価・鋼材物価指数の比で、基本料金（資本費）中の土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを落札者に付与すべきと考えます。 3. 火力電源入札実施要綱（本土分）に定められる運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されない項目（灰処理費用等）が大きく変動した場合、受給料金に反映されるべきであると考えます。 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	
11	入札要綱	P27	5①e エスカレーション	契約条件	共通	・他の公の指数も使用できるよう記載の見直しをお願いします。	・燃料本体費につきましては、要綱案第5章に記載のとおり、当社が予めお示しした指標以外で調整を希望される場合は、落札者の申出に応じ、受給契約締結までに別途協議させていただきます。ただし、希望される品目による輸入実績が十分でない場合等、指標性を有していないと判断される場合には、当社がお示しした指標による調整とさせていただきます。
12	入札要綱	P27	5①e エスカレーション	契約条件	共通	・燃料関係諸経費のエスカレーション率については、3つの指標が示され、変動なしを含めた4指標の合成値とすると記載されておりますが、これらの指標に合致しないコストに対しては、ここに示された指標以外の指標に基づく算定も可能とするべきと考えます。 また、こうした個別の指標により算定された価格によって落札が決定した場合は、入札を経た適正な価格と考えられることから、受給契約上の料金の取り決めにおいても、こうした個別指標に基づく協議を可能とするのが妥当と考えます。	・運転維持費および燃料関係諸経費につきましては、当該費用の変動を示す一般的な指標を採用していますので、要綱案に示す指標による調整とさせていただきます。 何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
13	入札要綱	P34	6（2） 入札書への添付書類	契約条件	共通	・応札においては幅広い事業者の参加を可能とするため、事業遂行に影響を及ぼさない範囲において、新たに落札者がパートナー投資家を招聘することで事業への出資比率・出資額を調整すること等の柔軟な参加形態を可能とすべきと考えます。要綱では左記の通り、応札時点において合弁会社等の設立を計画している場合、構成メンバーが様式2を提出する旨定められておりますが、例えば、p.85 9. 契約条件（16）契約の承継の定めにもございますように、貴社の合理的な承諾を得ること及び入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において、落札後に参加企業が加わる（金融投資家等の参画）ことも可能である旨を確認させて頂きたく存じます。	・計画の主体が合弁会社や、落札後に新会社を設立する場合において、出資比率・構成比率の変更を希望する場合には、あらかじめ当社にお申し出いただきますが、当社は原則としてこれを承認いたします。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
14	入札要綱	P35	6（4） 入札結果の公表	上限価格	共通	・入札結果の公表事項として、上限価格の記載がありませんが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、手続き上問題の無い時点において上限価格と算定根拠を公表いただくことが必要と考えます。 また、上限価格は契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に用いられることになっております。解約条件は極めて重要な契約条件のひとつであり、入札締切後のタイミングであっても公表されている必要があると考えます。	・今回の入札において、当社は自社応札することとしており、上限価格は自社応札価格にもとづく判定価格となります。これを公表した場合、自社応札電源の原価が明らかになってしまうため、公表はガイドラインに定められた以下の項目のみとし、上限価格は公表いたしません。なお、上限価格は解約時の補償額を算定する根拠となりますので、落札者には個別に周知いたします。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない） ・なお、要綱案第7章(5)の、契約締結後機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に公表する項目として、上記②の記載がなかったため追記いたします。
15	入札要綱	P39	7（1） 応札にあたり満たすべき条件への適合を確認	評価	共通	・左記規定に、電源線等工事費（特定負担分）につき他応札者と競合する場合は貴社にて再算定が行われる旨が定められており、当該規定により貴社により入札後に入札価格を変更できる建付けとなっております。入札プロセスの透明性を確保するために、当該再算定が行われる際には、再算定が行われる背景・入札価格への影響等につき、貴社から応札者に対して合理的な説明を行って頂きますようお願い致します。	・要綱案第7章（5）に記載のとおり、落札者決定後、全ての応札者に結果をお知らせすることとしており、この中でご要望の内容についても説明をさせていただきます。
16	入札要綱	P43	7（3） 評価価格が同値の場合の順位決定	評価	共通	・「周波数調整機能を具備するもの」に対して非価格要素として評価するとありますが、当該機能を備えて需給運用に参加する発電者に発生する効率低下・機会損失・対価については、以下の理由などから、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決定して頂きたいと考えます。 ・周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高いこと。 ・発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されるものと考えられ、それが示された後に両社で協議するのが妥当であること。	・「周波数調整機能の具備」については、本土においては非価格要素としての評価項目、離島においては応札にあたり満たすべき条件として設定しており、落札電源が具備する当該機能は当社に帰属するものと考えております。 なお、電力システム改革の制度設計により協議が必要な状況になれば、あらためて協議させていただきます。
17	入札要綱	P45	7（4） 落札候補者の選定	その他	共通	・落札候補者を決定した時点において、落札候補者になったことが当該候補者に通知されるのかどうか記載されておりましたが、例えば落札候補者の決定から落札者の決定までの期間で準備等を円滑に進めるといった観点から、落札候補者に決定した時点でその旨通知して頂きたいと考えます。	・ガイドラインにおいて、「原則として入札実施会社が入札要綱に基づき応募案件を評価し、落札者を決定するが、入札実施会社は評価報告書案を落札者の公表前に中立的機関に提出し、中立的機関が入札要綱に基づいて評価が行われていないと認めるときは、入札実施会社は再評価を実施するものとする。」とされており、その前段階で落札候補者をお知らせすることは無用の混乱を招く虞があることから、要綱案第7章（5）のとおり、落札者決定後、すべての応札者に結果をお知らせすることといたしますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
18	入札要綱	P52	8（4） 接続検討の申込み	スケジュール	共通	・左記の通り、接続検討に関して、当社NSCは、検討期間が1か月を超える場合は1か月時点を目安に、また3か月を超える場合はそれが判明した時点で、検討状況をお知らせいたします。」との記載がございます。 ・入札の公平性を担保すべく、検討期間が3か月を超過し且つ検討期間が入札期限を跨ぐようなケースにおいては、貴社から落札者に対して検討期間が3か月を超過する合理的な理由の提示を行うとともに、当該超過期間の範囲で応募期限を延長する等、何等かの措置により応札者の入札を認める建付けとして頂けますよう、お願い致します。	・接続検討に関しましては、原則として、接続検討の申込みから3か月以内に検討結果を回答します。 なお、接続検討は、既に、ネットワークサービスセンターでお申込みを承っております。応札の募集締切は平成26年11月頃を予定していますので、可能な限りお早めにお手続きをお願いいたします。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土 ・対馬	ご意見	当社回答
19	入札要綱	P57、 58, 63	9. 契約条件 (1) 通告運用 (4) 受給料金	運用	共通	・要綱では、貴社により計画上の年間供給可能電力量を下回る年間通告電力量が設定された場合、計画上の発電効率低下に対する補正が行われる旨が定められておりますが、この場合の利用率低下補正の運用方法について、貴社・落札者があらかじめ合意を行うプロセスが必要であると考えます。 ・貴社・落札者間で協議の上、プラントの種類に応じた最低負荷率の保証、部分負荷毎の熱効率の設定、負荷変動・起動・停止等に伴う補助燃料等の実際の燃料使用量に応じた燃料関係諸経費の調整及び負荷変動による熱効率の変動に応じた燃料本体費の調整等を可能にすべきと考えます。例えば、発電設備における負荷水準毎（部分負荷運転毎）に熱効率の変化を整理した表に貴社及び落札者があらかじめ合意し、売電契約の一部として規定することによって、価格調整が行われるような建て付けを導入する等の措置が取られるべきと考えます。 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・発電出力の変動による熱効率等の変動は、その燃料種別、発電機の仕様等によって様々であることから、予め設定することは困難です。利用率低下補正の方法については、落札者との協議により、具体的な発電設備の設計が確定次第、決定させていただくこととしたいと考えておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
20	入札要綱 標準 契約書	P57 P6	9（1） 通告運用 第17条第2項	運用	共通	・利用率低下補正の「補正の内容については、落札者との協議により定めるもの」といたします。」とありますが、自社応札電源については、貴社内部での調整事項であるのに対し、他事業者は協議事項となり、公平性を欠くものと考えます。応札者の予見性を高めるためにも利用率低下補正の方法について、入札要綱上で定める必要があると考えます。	
21	入札要綱	P57、 58, 63	9. 契約条件 (1) 通告運用 (4) 受給料金	運用	共通	・当該要綱上で想定されている利用率低下補正の精算時点についてご教示下さい。落札者の資金繰りの観点からは、年度に1度精算を行う運用ではなく、実績値に即して月次で精算が行われるべきであると考えます。 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・要綱案第9章（4）および標準契約書案第21条（域外第24条）に記載のとおり、利用率低下補正は基準分電力量に適用する単価に加味し、毎月の料金の中で精算させていただきます。
22	入札要綱	P58	9（1） 通告運用	運用	共通	・左記規定に定められている「最低出力」の意味の明確化をお願い致します。「最低出力」とはプラントの最低安定負荷との認識で宜しいでしょうか。	・安定して連続運転が可能な出力制御帯（kW）のうち最低値のことを「最低出力」としています。
23	入札要綱	P58	9（1） 通告運用	運用	共通	・停止からの起動部分を除く出力変化部分において、「原則として最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間以内程度」との規定がございますが、プラント・燃料種別の特性に応じ、当該所要時間（負荷変動時間の設定）につき貴社・落札者間で協議の上決定することは可能でしょうか。また、ここで定められる最低出力から契約最大電力までの所要時間が貴社・落札者間の協議で変更される場合、当該要綱p. 69に定められる超過停止割戻料金の算出基礎となる超過停止電力量の算出方法も併せて変更されるのでしょうか。 ・プラント特性に応じた負荷追従能力の観点を踏まえ、停止から起動部分（最低安定負荷までの到達部分）までの所要時間については、落札者がプラント・燃料種別の特性に応じ、任意に設定できるとの理解で宜しいでしょうか。	・「最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間以内程度」は運用上の条件としております。需給状況に応じた出力変化が可能なことが必要となりますのでご理解賜りたいと考えております。 ・なお、最低出力から最大出力までの出力変化速度は、第4回低炭素電力供給システムに関する研究会(H21. 1. 26)資料に基づく、最も出力変化率が遅い発電方式でも「1%/分」とされており、要綱案の2時間については、十分余裕を持った設定としております。 ・停止から最低出力までの所要時間は落札者で任意に設定いただいたうえで、当社と協議させていただきます。 ・ただし、対馬につきましては、要綱案第4章（8）に定める需給調整機能の要件のとおり、並入から定格負荷まで30分以内で起動していただきます。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
24	入札要綱	P 61	9（4） 受給料金 ①基本料金 ・資本費	契約条件	共通	・火力電源入札を行う目的が適正な電気の調達であることに鑑み、価格への過度なリスク対策費用の織り込みを回避することが望ましく、発電所建設工事費の変動に対する補正（エスカレーション）を考慮して頂きたいと考えます。	・今回の募集においては、金利および土木関連費用に関する補正はいたしませんので、金融市場変動や土木関連物価変動などをはじめとする価格変動リスクも踏まえた入札価格を算定のうえ応札ください。 ・なお、運転維持費の変動等、入札時点で予測できない運開後の費用変動の受給料金への反映については、要綱案第9章(4)に記載のとおり、追加調達コストを契約の受給料金に織り込むことは、入札に応じて落札した供給条件を変更することになるため、基本的に入札による卸供給の中では仕組み上困難であると考えております。但し、入札による受給条件のうち、電事法22条8項に定める事項（石油石炭税相当額および消費税等相当額の増加）については所定の法手続きにより変更が可能です。なお、上記以外の税制等、予測しえない大幅な変更が生じた場合には、その時点で諸情勢も勘案のうえ協議をいたしますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。（現行法下では電気事業法22条1項による料金規制への移行が前提となります）
25	入札要綱	P 61 ～63	9（4） 受給料金	契約条件	共通	・受給開始後の受給料金の算出方法につき、下記事項を勘案すべきと考えます。 1. 入札時点とファイナンス（融資契約）時点までの金融市場変動リスク軽減のため、入札時点と融資契約時点の基準金利（ベースレート）の比で基本料金（資本費）中の基準金利相当額を補正出来るオプションを落札者に付与すべきと考えます。 2. 国内土木工事関連・鋼材関連物価変動リスク軽減のため、入札時点と工事契約締結時点の建設工事物価・鋼材物価指数の比で、基本料金（資本費）中の土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを落札者に付与すべきと考えます。 3. 火力電源入札実施要綱（本土分）運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されない項目（灰処理費用等）が大きく変動した場合、受給料金に反映されるべきであると考えます。 標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	
26	入札要綱 標準 契約書	P63 P9	9（4）②a. 燃料本体費 第21条(2) ②a. イ燃料本体費単価	契約条件	共通	・燃料本体費の調整基準として、貿易統計のCIF価格を用いることとされていますが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映しておりません。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたいと考えます。	・各入札者の入札価格を同一条件のもとで評価する必要があることや、燃料価格の変動に加え、発熱量の変動を加えることは、燃料費調整の仕組みとして複雑となることから、発熱量による燃料本体費の調整は行いません。当社があらかじめお示しした指標等をもとにウエイト付けを行なって織り込んでいただきたいと考えておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
27	入札要綱	P 65	9（5） 通告未達割戻料金	運用	共通	・要綱における左記の定めについて、通告未達割戻が適用されないとされる出力変化分である「出力上昇」「出力降下」部分の意味を明確化頂きますようお願い致します。「出力上昇」部分とは、プラント起動から通告出力に至るまでに要する時間において未達となる電力量のことを指すのでしょうか。若しくは、プラント起動から最低出力に至るまでに要する時間において未達となる電力量のことを指すのでしょうか。	・「出力上昇」部分とは、プラント起動から通告出力に至るまでに要する時間において未達となる電力量のことを指します。 ・また、「出力降下」部分とは、通告出力からプラント停止に至るまでに要する時間において未達となる電力量のことを指します。 ・要綱案第9章（5）通告未達割戻料金備考欄に追記いたします。
28	入札要綱	P 65	9（5） 通告未達割戻料金	運用	共通	・2系列の内の1系列が停止した場合、バンド幅（3%）に係る規定はどのように運用されるのでしょうか。	・通告未達電力量は1つの卸供給契約毎に算定いたします。ご意見の例のうち、2系列で1つの卸供給契約を構成する場合のバンド幅は、2系列に対する通告電力量の3%となります。
29	入札要綱	P 69	9（7） 超過停止割戻料金	運用	共通	・停止電力量に係る定義に「前記の停電を除き当社の通告期間中において、発電設備の事故等により送電の全部または一部の停止を行った場合、停止した時間について通告電力量と実績受給電力量との差を停止電力量といたします。」との記載がございますが、当該記載の意図するところは、標準契約書（本土）（案）p. 11第24条に定められているように貴社による通告期間中において「通告電力量に対する未達分電力量から前条の停電電力量を差し引いた値を「停止電力量」とする」ことと同義であるとの認識で宜しいでしょうか。	・ご意見のとおり、「停止電力量」とは、発電設備の事故等による通告電力量に対する未達分電力量から停電電力量を差し引いた値となります。
30	入札要綱	P 69	9（7） 超過停止割戻料金	運用	共通	・送電の停止を行う原因として「事故等」との定めがございますが、事故以外で送電停止を想定し得るケースについて、例示頂けますでしょうか。	・落札者ごとに発電形態等が異なり、具体的な内容として定義することは困難と考えられますので、申し出ていただいた場合に、個別の事象ごとに具体的な状況を確認しながら、通告未達または停電停止のいずれを適用するか協議により決定いたします。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
31	入札要綱	P 69	9（7） 超過停止割戻料金	運用	共通	・「発電設備の事故等により送電の全部または一部の停止を行った場合」との定めがございますが、ここに定められる送電の「全部の停止」及び送電の「一部の停止」の意味を明確化頂きますようお願い致します。「停止」とは出力がゼロになることを指すのでしょうか。その場合、「一部の停止」を行う場合とは、例えば発電設備が2系列ある場合において1系列の出力がゼロとなるようなケースが想定されているのでしょうか。また、「停止」が出力がゼロになる状態を指すのではない場合、どのような基準（時間・負荷率等）で「一部の停止」状態であるとみなされるのでしょうか。	・「全部の停止」は当社への供給がゼロとなっている状態を指し、「一部の停止」は当社へ供給可能であるが、通告電力量に満たない状態を指します。
32	入札要綱	P 69	9（7） 超過停止割戻料金	運用	共通	「停止電力量の年間累計値が、年間契約基準電力量の5%を超過した場合は、次により算定される超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割り引く」との定めがございますが、年度末月の基本料金にて当該超過停止に係る精算金をカバーできない場合、どのような措置（例：次月に未払分の精算金支払等）がなされるのでしょうか。	・超過停止割戻料金が年度末の基本料金で精算できない場合の残額の精算方法については、落札者との協議により決定させていただきます。
33	入札要綱	P 72	9（9） 年間未達通告補償料金	運用	共通	・「天変地異等やむを得ない事由」において、貴社管内における大規模な需要変動は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	・当社管内の大規模な需要変動についても、以下を満たす場合は、「天変地異等やむを得ない事由」となります。 ①当社によって制御できない事由であること。 ②事由発生が、当社の責めとならない事由であること。 ③当社が事前に想定ができなかった事由であること。または、想定可能な事由の場合は、法令および本要綱等を踏まえた適切な対策を事前に講じているにもかかわらず、変更通告を回避できなかった事由であること。 ④当社が、事由発生時に適切な対策を講じたにもかかわらず、変更通告を回避できなかった事由であること。
34	入札要綱 標準 契約書	P73～ 74 P13	9（11） 二酸化炭素排出係数の扱い 第28条第2項	運用	共通	・炭素クレジットの市場価格について、用いる指標は貴社が見直すことがあるとされていますが、貴社の一方的判断によるのではなく、両社協議とするのが妥当と考えます。	・ご意見を踏まえ、指標を変更する必要がある場合は落札者と協議する旨に表現を見直します。
35	入札要綱	P 77, 81	9（12） 供給開始年月の変更 ② 9（13） 契約の解約	契約条件	共通	・供給開始年月の変更に際しての補償免責規定、契約の解除に際しての補償免責規定において、「落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたたずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合」との規定がございます。 ・地域事情等（例：地元自治体のプラント建設に係る意向変化等）の事由については、契約締結後から供給開始迄の期間に亘り生じ得る類のものと考えますので、当該期間設定（1年以内）を削除することをご検討お願い致します。 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・当社は、需給バランスの見通しを踏まえ募集規模を設定しており、契約どおりの時期に運開していただくことが原則となります。運開時期の遅延、解約の場合は、当社は代替供給力確保等の対策を早期に図る必要が生じるとともに、そのための追加費用も発生することから、免責事項における解約申出時期の規定は必要と考えています。しかし、平成25年4月から環境アセスメントの標準的工程が一部変更となったことを考慮し、免責事項を「契約締結後1年6か月以内」に変更いたします。
36	入札要綱	P 79	9（13） 契約の解約	契約条件	共通	・貴社が解約を申し出た場合、契約保証金の返却がなされとの定めがございます。当該返却に際しては利息を付す旨、明記をお願い致します。 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・ご意見を踏まえ、当社が解約を申し出た場合の契約保証金の返却に際して、利息を付す旨を明記いたします。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土 ・対馬	ご意見	当社回答
37	入札要綱	P 79	9 (13) 契約の解約	契約条件	共通	・供給開始前に貴社が解約を申し出た場合の補償が定められておりますが、以下の項目を含むことを明示して頂きたいと考えます。 1. 落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用（元利金残高等） 2. 落札者が当該事業のために新たに設立された子会社・合弁会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り 3. 上記以外で、借入金の繰上弁済や金利スワップ契約の解約等を余儀なくされた場合に発生する清算金など、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 ・ 標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・今回の入札募集における、供給開始前の当社申出による解約の補償につきましては、契約保証金の返却および契約保証金相当額の支払いをすることを予め約すこととしておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
38	入札要綱	P83	9 (13) 契約の解約	上限価格	共通	・上限価格が非公表となっておりますが、上限価格は供給開始後の解約等の補償金の算定に使用されます。解約時の補償金の額もプロジェクトの可否を判断する上で重要な要素となりますので、落札者決定後すみやかに開示願います。	・今回の入札において、当社は自社応札することとしており、上限価格は自社応札価格にもとづく判定価格となります。これを公表した場合、自社応札電源の原価が明らかになってしまうため、公表はガイドラインに定められた以下の項目のみとし、上限価格は公表いたしません。なお、上限価格は解約時の補償額を算定する根拠となりますので、落札者には個別に周知いたします。 ①卸供給を行う落札者名、当該落札者の行う卸供給の規模、運転条件、利用率及び燃料種 ②卸供給の契約価格の平均額と、当該平均額と上限価格のかい離率（ただし、落札者が1社のみの場合は、この限りではない） ・なお、要綱案第7章(5)の、契約締結後機器調達等に支障を来すことのない適切な時期に公表する項目として、上記②の記載がなかったため追記いたします。
39	入札要綱	P83	9 (13) 契約の解約	契約条件	共通	・供給開始後に貴社が解約を申し出た場合、基本料金の残存契約期間に対応する金額（残存契約期間が7年を超える場合は、解約時点から7年間分を上限）を補償金として落札者に支払われる旨が定められております。 ・落札者は15年間の電力受給契約を前提として資金調達を行っているため、年数による上限（解約時点から7年）を設けることは適当ではないと考えます。落札者の資金調達の観点を踏まえ、補償対象を落札者の実損額とした上で、以下の項目を含むことを明示して頂きたいと考えます。 1. 落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用（元利金残高等） 2. 落札者が当該事業のために新たに設立された子会社・合弁会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り 3. 上記以外で、借入金の繰上弁済や金利スワップ契約の解約等を余儀なくされた場合に発生する清算金など、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・当社が、供給開始後に解約の申出を行う場合は、原則7年前に申し出ます。そのため、申出後7年間は受給契約は継続いたします。 ・また、火力入札ガイドラインにおいて、「募集は開始時期を踏まえた適正な時期（少なくとも、入札対象電源が運転を開始する予定の年度から7年程度前。）」とされているとおり、7年程度のリードタイムがあれば、落札者が取引所等を含む当社以外の事業者への売電を含む電源の活用が可能となるものと考えられます。 ・今回の要綱案における、供給開始後に当社が解約を申し出た場合においては、上記リードタイムに加え、基本料金の残存契約期間に対応する金額（残存契約期間が7年を超える場合は、解約時点から7年間分を上限）を補償金として落札者に支払うことを予め約すものであり、妥当なものと考えておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
40	入札要綱	P83	9 (13) ② 契約の解約	契約条件	共通	・当該条項における貴社・落札者其々の責めとならない場合とは、「天変地異等やむを得ない事由」に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。 ・標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	・当社・落札者の責めとならない場合とは、「天変地異等やむを得ない事由」に限定されると考えられるため、ご意見を踏まえ、要綱案に反映させていただきます。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
41	入札要綱	P95	1 1（４）子会社、合弁会社等の扱い	契約条件	共通	・募集者は、契約保証金の預託により責任を果たしており、出資者の連帯保証までは不要と考えます。また、発電事業に対して連帯保証を求めることは、非常に負担が大きいことから、参入障壁となりえます。低廉な電源確保の観点からも連帯保証の条項は削除すべきと考えます。	・契約保証金は、契約履行を担保する目的で供給開始前の期間においてお預かりするものであり、供給開始時に返却いたします（供給開始予定年月通りに供給開始していただいた場合）（要綱案第9章(3)）。また、供給開始後は、長期継続的な「電気の安定供給」を担っていただくことになります。したがって、新たに子会社または合弁会社等を設立して本事業を行う場合については、事業の継続性・安定性の観点から、当該子会社または合弁会社等の出資者による保証については、原則としてその出資者すべてが連帯して保証いただくことが必要であると考えておりますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
42	入札要綱	P95	1 1（４）子会社、合弁会社等の扱い	契約条件	共通	・要綱では落札者事由による解約に伴い生じる損害賠償の支払を担保するべく、既に契約保証金の預託及び補償金支払義務が課されていることから、追加で連帯保証を行うことは不必要であると考えます。（または、保証義務を補償金の支払義務のみに限定する必要があるものと考えます。） ・また、参加形態によって資金調達方法が変わりうるため（金融スポンサーの招聘・ノンリコースファイナンスの活用等）、現状の全参加者が連帯保証を行うという条件がある場合、関係者によるリスク分担の柔軟性が損なわれること等により、応札参加者が極めて限定される虞があり、また円滑な資金調達の弊害となる虞がございます。 標準契約書（本土）（案）への上記コメントの反映をお願い致します。	
43	入札要綱（離島）	P47	8（２）接続検討	その他	共通	・連系申込のスケジュールが不明確であるため、連系申込期限の明記(追加)をお願いしたい。	・要綱案第8章に記載のとおり、接続供給申込(入札時暫定)を行っていただくことが応札条件となりますが、これに先立ち接続検討が必要になります。詳細は要綱案別紙2（対馬は別紙1）をご参照ください。
44	入札要綱（離島）	P56	9（１）通告運用	契約条件	対馬	・入札要綱P19『4．応札にあたり満たすべき条件（8）需給調整機能』に記載の ・負荷変化速度：定格出力の3%/分程度以上 ・並入～定格負荷までの時間：30分以内 ・最低出力：定格負荷の50%以下 と、対象箇所の記載諸元が異なるが、上記諸元を満たすことが条件と考えてよいか。 【補足説明】 負荷変化速度や最低出力の諸元によっては、最低出力から契約最大電力までの所要時間を15分以内程度とできない場合がある。（不整合） 例） ・負荷変化速度：3%/分程度 ・並入～定格負荷までの時間：30分 ・最低出力：定格負荷の25% } 入札要綱P19(8)は満足 の場合、最低出力から契約最大電力までの所要時間は、23分程度。	・ご指摘のとおり、入札要綱案（対馬）p19の負荷変化速度（3%/分）と、p56の最低出力から契約最大電力までの所要時間（15分以内）の整合が取れていないため、p56の表記を修正し、負荷変化率から求められる時間内といたします。
45	入札要綱（離島）	P63	9（５）通告未達割戻料金	運用	共通	・設備都合により公害規制等に基づく出力抑制を実施した場合も、通告未達割戻しは適用されないという解釈でよいか。あるいは、法改正等による公害規制等に基づく出力抑制に対して言及しているのか。 【補足説明】 例えば、発電設備の状態等により定格出力運転中にNOxが規制値を超過する場合、規制値を遵守するため、出力を下げた場合も通告未達割戻の適用となるのか。	・大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力は、関係法令により、行政からの要請に応じたものであるため、通告未達割戻は適用いたしません。
46	入札要綱（離島）	補足資料1の1	必要経費の積み上げ表「燃料本体費」	入札価格	共通	・平成25年2月～平成26年1月の燃料調達価格を記載するのか。燃料価格は、事業者が任意に設定できると理解してよいのか。	・燃料価格は、入札者が任意に設定いただけます。なお、要綱案第9章（４）に記載のとおり、受給料金における燃料費調整の基準は平成25年2月～平成26年1月の貿易統計CIF価格の平均となります。 ・ご意見を踏まえ、燃料価格は入札者が任意に設定できる旨、補足資料1－1に追記いたします。

No.	種 類	頁	対象箇所	分類	本土・対馬	ご意見	当社回答
47	標準契約書	全般	冒頭	その他	共通	・冒頭に「なお、この契約に定めのない事項については、要綱によるものとする。」とあるが、実際に締結する契約は受給契約書のみであることから、当該記述は削除し、必要な条項はすべて標準契約書(案)に盛り込んでいただきたい。	・標準契約書案へは要綱案の内容を可能な限り織り込みます。しかし、要綱のすべてを記載することは困難であることから現行案どおりの記載とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
48	標準契約書	P14	(本土：第33条) (対馬：第33条) (域外：第37条)	契約条件	共通	一方的な解約権の設定はファイナンス組成の観点から大きなハードルであり、少なくとも双方合意を前提として頂きたい。	・ご意見を踏まえ、解約時は双方の合意による旨、要綱案第9章（13）および標準契約書案第33条（域外第37条）を修正いたします。
49	標準契約書	P22 23	(本土：第54条) (対馬：第54条) (域外：第58条)	契約条件	共通	・左記に定められる「協議」とは、どの程度の柔軟性を以て行われるものか、ご教示下さい。要綱に定めのない事項について、貴社・落札者間の協議に基づき別途付帯契約書・覚書等を締結可能との理解で宜しいでしょうか。また、両者の協議に基づき、要綱に記載がある事項につき変更する旨、覚書を締結することは許容されるのでしょうか。 円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、標準契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にすべきと考えます。	・要綱案および標準契約書案において、別途協議としている項目ならびに定めのない事項については、協議による覚書の締結は可能です。落札間の公平性確保の観点から、その他の事項については、要綱案および標準契約書案によるご契約をお願いいたします。
50	標準契約書 (離島)	P3	(対馬：第8条)	入札条件	対馬	・電圧・力率に対する遵守事項は記載されているが、周波数、起動時間、負荷変化率、最低出力等、入札要綱P19の需給調整機能に対する遵守事項の記載がなされていないが、契約上、入札要綱P19に記載の諸元を満足する必要はないのか。	・需給調整機能につきましては、入札の前提条件となりますので、当然に遵守いただきますようお願いいたします。
51	標準契約書 (離島)	P13	(対馬：第32条)	その他	対馬	・『入札要綱P83(15)契約供給期間満了後の扱い』には、5年前までに延長の申し出を行う旨記載されているが、標準契約書との整合がとれていない。入札要綱が正しいという理解でよいのか。	・ご指摘のとおり標準契約書案の記載に誤りがございました。要綱案第9章（15）にございますように、契約供給期間満了後の扱いの協議につきましては、契約供給期間満了日5年前までに期間の延長を申し出た場合、その相手方は特別な事情がない限り契約延長の協議に応じるものいたします。標準契約書案の当該箇所を修正いたします。
52	提出様式 (離島)	様式3 記入 例	下段 「作成にあたっての留意点」	その他	共通	様式3 下段 「作成にあたっての留意点」 ○発電機のリアクタンス、変圧器のインピーダンスの各値については定格容量ベースにて記入してください。 ○発電機の慣性定数、直軸過渡リアクタンス、直軸同期リアクタンス、直軸開路過渡時定数、変圧器のインピーダンスについて記入がない場合は、当社の標準的な数値によるものとします。 とあるが、様式3には、対象箇所の各諸元の記載欄はないが、記載が必要なのか。	・ご指摘いただいた項目は、様式への記載を求めているため、留意点から削除いたします。